児童自立支援施設整備事業について

１　児童自立支援施設とは

　・児童福祉法第44条に規定された児童福祉施設で、非行や家庭環境などに問題を抱える児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援するための施設で、退所した児童の相談などの援助も行う。

　・入所対象は主に中学生だが、小学校高学年の子どもが入所することもある。

　・法令により、都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられている。

＊政令指定都市は4市(名古屋市、神戸市、横浜市、大阪市)のみ設置

２　これまでの経過

　・平成17年5月、政令指定都市移行に際し「堺市の政令指定都市移行に係る事務移譲等に関する確認書」を大阪府と交わし、同確認書の項目の一つとして、堺市が平成22年度までに児童自立支援施設を整備することを確認

　・平成18年4月、同確認書に基づき、「児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約」を交わし、平成23年度以降は1年単位で延長

　・平成23年3月、堺市マスタープランに本施設の整備を位置づける。

　・平成30年第1回市議会で土地の買い入れについて、全会一致により同意

　　(平成30年3月28日：土地売買契約成立)

　・平成31年1月、「堺市立児童自立支援施設基本計画」を策定

　・令和元年6月10日、永藤市長就任

　・令和元年6月18日、永藤市長と吉村知事が協議し、府として事務委託に向けて検討する意向が示される。

　・令和元年8月22日、市長会見で施設整備の中断を表明

　・令和2年3月10日、大阪府から文化財試掘調査の結果、施設整備を進めることが可能であることが報告される。

３　現状

　・現在、大阪府と、費用負担をはじめ、府立施設での体制確保等について協議を行っている。